

自営業・農業に従事している方の就労証明書について

これまで、自営業・農業に従事している方（親族が営む事業等に従事している方を含む）の就労証明書については、ご自身で作成していただき、お住まいの地区の民生・児童委員に確認の署名をお願いしていましたが、令和6年10月以降については、民生・児童委員の確認と署名押印の扱いをやめ、下記のとおり変更いたします。

記

○提出する書類 就労証明書+添付書類

1. 就労証明書・・・ご自身で営まれている方はご自分で記入をお願いいたします。
専従者の方は、経営者又は代表者の方に作成を依頼して下さい。
2. 添付書類・・・下記のうち1点をご準備下さい。（コピー可）
 - ・ 営業許可証
 - ・ 出荷伝票
 - ・ 最新の確定申告書
 - ・ 源泉徴収票
 - ・ 給与明細書
 - ・ その他就労証明書の内容を裏付けるもの

* ご不明な点がある場合は、教育委員会 子ども子育て支援係までお問い合わせ下さい。

担当
長野原町教育委員会
子ども子育て支援係
0279-82-2029